# 西東京市立学校施設 建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画 (令和5年度~令和7年度)

令和5年4月 西東京市教育委員会

## 目 次

1	計画等	策定の背景	.1
2	計画第	策定の必要性	.1
3	他計画	<b>画との関係</b>	2
4	計画の	の期間	. 2
5	学校邡	施設の建替・長寿命化及び大規模改造等に係る基本的な考え方	
	(1)	建替及び長寿命化の考え方	.2
	(2)	大規模改造等の考え方	.3
6	建替。	• 長寿命化及び大規模改造等事業計画表	4

#### 1 計画策定の背景

第二次ベビーブームに伴う児童生徒数の増加に対応するため、全国の市区町村では、 昭和 40 年代から 50 年代にかけて、多くの学校施設が建築されており、厳しい財政 状況下、これらの施設を更新する時期を迎えつつあります。

本市においても例外ではなく、市立小中学校 27 校の校舎の内 13校は、昭和 30 年代から 40 年代に建設されており、今後、次々と校舎及び体育館が更新時期を迎えることとなります。

施設老朽化に対するこれまでの本市の取り組み状況としては、合併特例債などの特定財源を有効活用することにより、大規模改造事業を行うことなどで対応してきましたが、平成22年度以降については、通常の大規模改造に優先して全中学校完全給食実施に向けての施設整備や、全小中学校普通教室空調設備整備などの大規模な工事を実施してきました。

また、学校施設適正規模・適正配置の観点も踏まえ、平成 29 年度からはひばりが 丘中学校及び中原小学校の建替事業を実施しています。

今後に向けては、次世代への責任を果たすべく、学校施設の環境整備として、適切な老朽化対策が求められます。

#### 2 計画策定の必要性

学校施設は、言うまでもなく、未来を担う子どもたちが日々学び、生活する場であり、教育において欠かすことのできない重要な要素の一つです。

そのため、施設の老朽化対策は、教育環境の質的向上と安全・安心の確保の点から 避けては通れない課題と考えます。

また、学校施設の老朽化対策を進めるにあたっては、児童生徒数の推移や、地域の 実情などを勘案した学校施設の適正配置のあり方、さらには、学習指導要領や特別支 援教育などの学習環境の変化に応じた、適切な施設規模・整備内容に係る検討が必要 になります。

加えて、教育環境の質的向上と安全・安心な施設環境の整備を図りつつ、地域や時代のニーズに即した視点も求められます。

厳しい財政状況下において老朽化対策を進めるに当たり、これらの諸課題を整備内容に反映していくためには、学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造等に係る基本的な考え方を整理し、これに基づいた計画を策定し、進行管理することが必要となります。

#### 3 他計画との関係

本計画は「西東京市総合計画」「西東京市教育計画」「西東京市公共施設等総合管理計画〜公共施設等マネジメント基本計画〜」などの関連計画と連携を図りながら施策を進めるものです。また、令和5年度に策定予定の「学校施設個別施設計画」と合わせて検討、実施していきます。

#### 4 計画の期間

計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

#### 5 学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造等に係る基本的な考え方

学校施設の建替・長寿命化及び大規模改造等事業の実施にあたっては、児童生徒数の推移や、学校を取り巻く環境の変化、また近接校の解消に向けた統廃合等の課題の検討を進めていきます。

また、本計画は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」、「学校施設環境改善交付金交付要綱」及び文部科学省の「学校施設の長寿命化改修の手引」などに基づき策定しましたが、今後も引き続き、国・東京都の動向に十分注視し、有効な制度等が創出された場合においては、積極的に活用するものとします。

なお、財政状況などに勘案しつつ、総合計画や同実施計画の策定や国・東京都の動 向にあわせ、計画を改定していきます。

#### (1) 建替及び長寿命化の考え方

- ① 基本的に建築年順とします。但し同一校の中で、建物(棟)によって建築年が 異なる場合については、一定面積を持つ古い建物(棟)を基準に考えるものとし ます。
- ② 大規模改造事業を実施した施設においては、国庫補助金等の財源を確実に確保 するため、一定の期間をおいて実施します。
- ③ 必要予算が特定の年度に集中することがないよう、平準化を図るように配慮します。
- ④ 財政状況及び事業量等を勘案し、計画的かつ確実に事業を実施するため、単年度において、小中学校合わせて3校以上が重複しないことを原則とします。
- ⑤ 財源については、補助金、起債等特定財源を、最大限活用できるよう配慮します。

⑥ 事前に耐力度調査を実施することを基本とします。

#### ⑦ その他

- 耐力度調査については、引き続き情報の収集を行うとともに、補助金の交付要件について確認の上、実施するものとします。
- 長寿命化については、適切なタイミングがおおむね建築後 45 年程度までとされていることから、建築後 40 年を基準に検討するなど、引き続き情報の収集を行い、慎重に対応するものとします。
- 建替及び長寿命化については、令和5年度に策定を予定している個別施設計画に準ずる計画とします。

#### (2) 大規模改造等の考え方

- ① 基本的に建築年順とします。但し同一校の中で、建物(棟)によって建築年が 異なる場合については、一定面積を持つ古い建物(棟)を基準に考えるものとし ます。
- ② 原則として、建築後20~25年を目途として実施することを基本とします。また、これを過ぎた施設については、出来る限り早期に実施します。
- ③ 国庫補助金等の財源を確実に確保するため、建替及び長寿命化実施前の一定の 期間においては実施しないこととします。
- ④ 財政状況及び事業量等を勘案し、計画的かつ確実に事業を実施するため、事業が特定の年度に集中することがないよう、最大限平準化を図ります。
- ⑤ 財源については、補助金、起債等特定財源を、最大限活用できるよう配慮します。

#### ⑥ その他

大規模改造等については、令和5年度に策定を予定している個別施設計画に準 ずる計画とします。

## 6 建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画表

### <小学校>

学校名	建物区分	建築年	令和5年度	令和6年度	令和7年度
田無小学校	体育館	昭和45	トイレ改修工事		
保谷小学校	体育館	昭和47			
保谷第一小学校	体育館	昭和41			
保谷第二小学校	体育館	昭和51			
谷戸小学校	体育館	昭和48			
東伏見小学校	体育館	昭和45			
向台小学校	体育館	昭和48			
碧山小学校	体育館	昭和42			
芝久保小学校	体育館	昭和47			
栄小学校	体育館	昭和49			
谷戸第二小学校	体育館	昭和47			
東小学校	体育館	昭和50			
柳沢小学校	体育館	昭和51			
本町小学校	体育館	昭和54			
けやき小学校	体育館	平成15			
保谷小学校			マンホールトイレ設置 工事実施設計	マンホールトイレ設置 工事	
保谷第一小学校					

※令和6年度:マンホールトイレ設置工事実施設計2校、令和7年度:マンホールトイレ設置工事2校

#### <中学校>

学校名	建物区分	建築年	令和5年度	令和6年度	令和7年度
田無第三中学校	校舎	昭和36	学校施設個別施設計画 の策定	個別施設計画に基づく 取組	個別施設計画に基づく 取組
(建替え)	体育館	昭和43			
旧ひばりが丘中学校 の跡地活用					
青嵐中学校				外構等整備工事実施設計 テニスコート整備工事	外構等整備工事
ひばりが丘中学校	体育館	平成30	空調設備設置 (GHPリース)		
田無第一中学校	体育館	昭和49	トイレ改修工事		
保谷中学校	体育館	平成20			
田無第二中学校	体育館	昭和41			
田無第三中学校	体育館	昭和43			
青嵐中学校	体育館	平成19			
柳沢中学校	体育館	昭和50			
田無第四中学校	体育館	昭和53			
明保中学校	体育館	昭和58			

## 西東京市立学校施設

## 建替・長寿命化及び大規模改造等事業計画

(令和5年度~令和7年度) 令和5年4月

西東京市教育委員会教育部教育企画課 〒188-8666

東京都西東京市南町五丁目6番13号

Tel: 042-420-2823 Fax: 042-420-2891